

## 快適住まいのリフォーム事業 Q&A

Q1 リフォームの補助は、誰でも受けられるのですか。

A1 補助対象者は、斜里町内に住んでいる方で、リフォームを行う住宅の所有者及びこれから斜里町に住もうとする方で町内に住宅を取得し、リフォーム後入居する事を確約できる方が対象です。ただし、町税等の滞納がない方、暴力団員で無い方であることが条件です。

Q2 補助対象住宅とは、どのようなものですか。

A2 補助対象となる住宅は、戸建て住宅、店舗併用住宅で、居住部分のみが対象です。リフォームを行おうとしている住宅が5年を経過していること。法令の違反が無いもの、リフォーム後、法令違反とならないもので、現在住んでいる住宅のほか1件までの利用に限ります。中古住宅のリフォームを行う場合は、対象住宅の購入後となります。

Q3 補助金は、どれくらいもらえますか

A3 一般世帯では、リフォームに要した費用（税前）の10%以内の額で、千円未満の端数を切り捨てた額で、上限額は20万円となっております。なお、事業の対象となるリフォーム工事費の下限額はいずれの場合も、30万円以上（消費税別）となっております。寒冷地向け住宅高断熱化工事及び一般世帯が中古住宅を購入しリフォームした場合は、15%以内の額で30万円が上限額となっております。子育て世帯が中古住宅を購入しリフォームした場合は、20%以内の額で上限40万円となっております。

Q4 リフォームの対象工事とは、どんな内容ですか。

A4 改築、増築の他、以下の内容をリフォーム対象工事としています。

これまでの住宅リフォーム促進事業で、対象となっていたものから追加したのがあります。（以下の下線部）

|     |              |                           |
|-----|--------------|---------------------------|
| (1) | 長寿命化型リフォーム   | 屋根、外壁の塗装及び更新、老朽給排水管等の更新   |
| (2) | 省エネ型リフォーム    | 通常の断熱改修工事のほか、寒冷地向け住宅断熱化工事 |
| (3) | バリアフリー型リフォーム | 床段差解消、手すり設置、廊下幅などの拡張      |
| (4) | 一般修繕型リフォーム   | 単純な床・壁・天井の内装仕上げ材の塗替、張替等   |

- Q5 リフォーム事業の対象外となる工事をおしえてください。
- A5
- ・カーテン、家具等の調度品の購入、設置に要する費用
  - ・電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事
  - ・別棟の車庫、物置、庭等、居住以外の部分の工事
  - ・法令などに違反している住宅及びリフォーム後、法令違反となる住宅です。
- これまで対象ではなかった床、壁、天井の内装仕上げ材の汚損、経年劣化等により仕上げ材のみを新しくするだけの工事は、この事業では対象とします。
- 木製デッキを新設することや塀、芝、花壇、別棟の物置、車庫の設置も本事業では、対象としていません。
- Q6 リフォーム工事を行う施工者は、誰でもいいですか。
- A6 斜里町建設工事等競争入札登録業者、斜里町小規模修繕契約希望登録者で、町内に独立した事業所を有する建設業を営む者をいいます。
- Q7 住宅以外の部分とは、どういう部分を言いますか
- A7 住宅以外の部分は、店舗、事務所、作業場、車庫など、日常的な寝食を行う生活の場となっていない部分をいいます。
- Q8 他の別事業との併用について教えてください。
- A8 本事業の対象工事であり、他の事業と重複しない部分は、本事業の利用を可能としています。他の事業で対象とした部分は、本事業の対象となりません。
- 例えば、斜里町老人居室等整備資金貸し付け利用の場合、老人居室部分は本事業の対象とせず、その他の部分で、本事業の対象となる部分は、対象とします。
- Q9 町税等が未納であった場合等は、どのような扱いになりますか。
- A9 対象となる住宅が共同所有の場合は、所有者全員の納入状況を確認し、未納がある場合は、未納状況が解消された時点で交付対象とします。
- 完成時点で未納があった場合も同様の扱いとします。
- Q10 要綱第8条関係の「軽微な変更」とは、どのような内容ですか。
- A10 軽微でない変更として、補助対象要件から、外れてしまう変更や、補助金の増額を伴う場合で以下の事例を想定しています。
- (軽微なもの)
- ・使用材料の変更があるが、補助金額が変わらない場合。
  - ・補助対象工事費が変更するが、補助金の額が変わらない場合。
- (軽微でないもの)
- ・補助要件に合致しない、町内建設業者から、町外施工者への施工者の変更
  - ・工事内容の変更等に伴い、リフォームに要する費用が、30万円未満となる場合

- 工事内容の変更等に伴い、補助金の額に増減額がある場合。
- 工事を中止する場合。

Q11 要綱の別紙に掲げている、寒冷地住宅向け高断熱化工事判断基準の読み取り方を教えてください。

A11 窓サッシは、熱貫流率2.33と基準値が示されています。2.33以下の仕様基準は、表に示している通りであり、建具の仕様とガラスの仕様の組み合わせで適合する仕様を示しています。

Q12 自らが購入した資材等を施工者に提供して工事をした場合、自らが購入した資材等も本事業の対象となりますか

A12 所有者自らが購入した資材等については、本事業の対象となりません。

Q13 交付申請後、すぐに着手出来ますか。

A13 申請を受け付けてから内容の確認作業を行うので、余裕を持って申請をして下さい。概ね着手予定の1週間前までに申請願います。

交付決定前に着手したものは、本事業の対象となりません。

Q14 従来の住宅リフォーム促進事業を利用した住宅は、新制度では、対象となりますか。

A14 新制度で新たに定めた工事項目追加や子育て世帯への補助率拡大などにより、従来制度では利用出来なかったものや過去に一度も利用していない工事項目に対して工事別、世帯別の限度額の範囲内であれば、従来制度を利用された住宅であっても、新制度の対象とします。新制度における補助金の限度額の範囲内であれば、過去に交付された補助金を差し引いた額を補助金額として、制度利用を可能とします。要綱の運用上、補助金の交付は上限額に満たないものは、達するまで1回の利用と見なします。

Q15 国、北海道、斜里町その他公共団体等から補助金等を受けた場合でも、この事業は利用できますか。

A15 他事業との併用は可能ですが、重複する部分は対象外となります。また、他事業との併用の有無を確認するので、申出書を提出して下さい。

Q16 前回の制度を利用した場合でも、この事業は利用できますか。

A16 利用可能です。ただし前回の申請で上限額（20万円）まで交付されている場合は利用できません。また前回の申請から8年が経過したものは、受領済みの補助金はリセットされ、再度満額受け取ることができます。（令和2年度では、H22、23年度までリセットされます）

Q17 従来の制度で 20 万円補助を受けましたが、上限額の 30 万円まで残り 10 万円ありました。新制度で 10 万円分補助を受けることは可能でしょうか。

A17 利用はできません。あくまで現制度の「補助限度額まで利用可」となっておりますので、上限額は 20 万円となっております。なので満額支給扱いになります。ただし、前回一般世帯でのリフォームで今回が高断熱化工事の場合は可能となっております。

Q18 建物の名義は親の名義ですが、実際に住んでいるは子（孫）の場合は、申請は実際に住んでいる人の名前でいいのでしょうか。

A18 建物を所有している方が対象なため、上記の場合は親の名前での申請となります。